

●「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」を改正

規制改革の内容

現状

- 豚熱の発生予防及びまん延防止を適切に図るため、ワクチンの接種区域においては全ての豚等への豚熱のワクチン接種を原則としている。
- 一方で、異種臓器移植医療に用いるためワクチン非接種が求められるドナーブタは、農林水産省への確認の手続がなければワクチン接種の除外と施設間の移動ができない。
- 隔離・監視が不十分な場合には豚熱のまん延による畜産業への影響が懸念されることから確認は厳格に行われており、時間や負担を要する。

措置の検討

- ドナーブタを含む試験研究用の豚等について、ワクチン接種の除外及び他施設への当該豚等の移動に関する手続を簡素化することとして、「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」※¹を2026年5月に改正。

効果

- 臨床試験等に関わるドナーブタを含む試験研究用の豚等の生産・飼育・移動が円滑化。

規制改革の概要

ドナーブタを含む試験研究用の豚等のワクチン接種と移動に関し、「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」を2026年5月に改正。

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針

【留意事項23】試験研究用の豚等について

都道府県は、ワクチン接種区域内に所在する施設のうち、畜産の用に供される豚等と隔離されることが明らかなものとして試験計画等から次の要件※²を満たしていると確認し、別記様式4※³及び試験計画等を添えて動物衛生課に報告の上、ワクチンの接種対象から除外することができる。

改正指針により、農林水産省の確認が不要となり手続の簡素化

※1 豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針：https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_bousi/attach/pdf/index-80.pdf

※2 要件の詳細については、「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」における【留意事項23】を参照

※3 試験研究用の豚等のワクチン接種対象除外報告書